

遺言のススメ ～その1～



司法書士に寄せられる相談で多いのが相続に関するものです。今回は遺言について解説します。子供がいない方、将来の相続人間での争いが心配な方、別れた夫・妻との間に子供がいる方などにおすすめしています。

1. なぜ必要か

人が亡くなると、亡くなった人の財産を分けるために相続人全員の合意が必要です。しかし、子供がいない方であれば、亡くなった人の配偶者と親、親がすでに亡くなっていけば兄弟と、場合によっては甥や姪との話し合いが必要になってしまいます。別れた夫・妻との間に子供がいれば、その子供とも話し合いをしなければなりません。会ったこともなければどこに住んでいるかも分からないということもあるでしょう。疎遠になってしまった親族と話し合いをしなければならないのは、残された方にとっては大きな負担にもなりかねません。

2. 効果

そんなとき、遺言があれば、特定の相続人に、どの財産を、どれだけ承継させるのか予め決めておくことができるので、相続人全員での合意を必要とせず、自分の意図した人に財産を承継させることができます。内縁の相手方や連れ子など、相続人ではない第三者に承継させることも可能です。また、残された家族への想いを記すことで、相続人間の争いを予防する効果も期待できます。

3. 種類

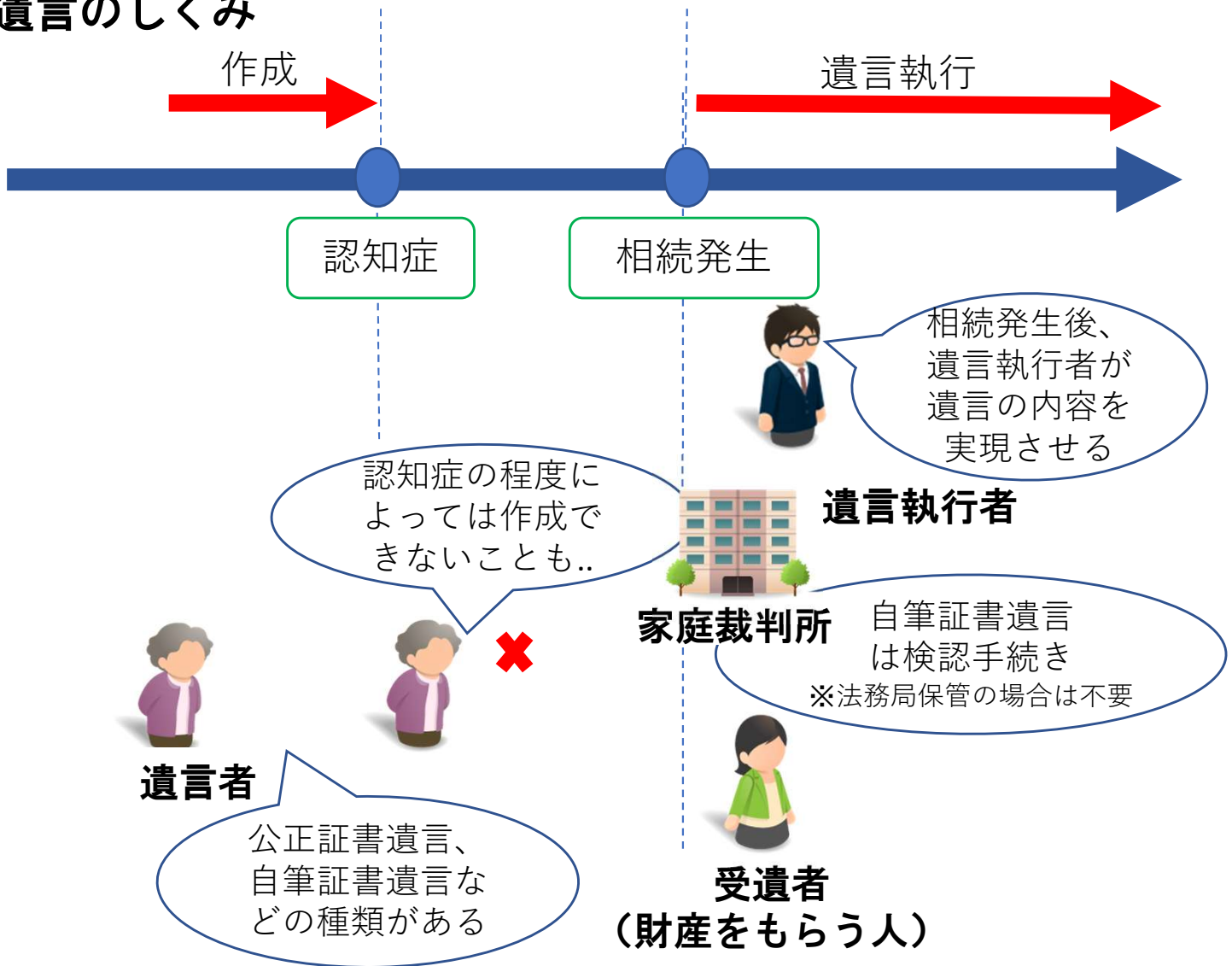
代表的な遺言として自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は遺言者自身が手書きで残しておくものです。自分で作成するので費用がかからない反面、法律で決められた要件があるため、その要件を満たしていないと無効なものになってしまうことがあります。また、誰に預けるのか、どこに保管するのか等の問題もあります。ただ、最近では遺言書を法務局で保管してくれる制度ができ、以前よりも利用しやすくなっています。

公正証書遺言は、遺言者が公証人の前で証人2人の立ち合いのもとに作成します。公証人が作成するため、法律上の要件や内容についても確実な上に、偽造や本人作成か否かに関するトラブルを防ぐことができます。また、できあがった遺言は公証役場でも保管するので紛失の心配もありません。反面、公証役場と証人、専門家等への費用がかかります。

4. 司法書士のかかわり方

遺言案の作成支援、自筆証書遺言保管制度の利用申込、公正証書遺言作成にあたり公証役場への取次、証人立会、遺言内容を実現する遺言執行者への就任とその後の手続き等を行います。

遺言のしくみ



司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方は、迷わずご相談ください

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのか
- 親族が認知症で困っている
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのか
- 会社を設立したい・・・など

【電話相談】…予約は **不要** です。

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704
※相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
- 〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 …毎 週（火・金）14時～17時
- 〈浜松会場〉浜松市勤労会館Uホール …毎 週 （木）14時～17時
- 〈三島会場〉三島商工会議所 …毎 週 （火）14時～17時
- 〈下田会場〉下田市民文化会館 …毎月 第3（金）13時～16時
- 〈細江会場〉浜松市北区役所 …毎月 第1（水）13時～16時
- 〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 …毎月 第1（水）13時～16時
- ※相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。